

## 1. 授業における美術の著作物の利用

著作権法第35条第1項の規定により、授業に用いる目的のために、美術の著作物を複製することができるでしょうか。

美術鑑賞の教育指導をするために、美術の教科書や副教材に掲載されているもの以外の作品を、生徒に鑑賞させることもあり得ると思います。

しかし、そのために例えば美術作品の高品質カラー・コピーを個々の生徒に配布することまでは必ずしも必要となるものではなく、このような複写行為は同条の但し書の規定により許容されないと解される場合が多いのではないかと思います。

ただし、絵画を示しつつ美術評論をしている書籍のページ（観賞用とは認められないもの）を複写して生徒に配布するようなことは、許容されるものと解されます。